

# 会社の合併・減資における 財産信託の活用について

太田 誠

## 目次

はじめに

1. 財産信託の商法第 100 条への導入
  - (1) 昭和 13 年商法改正の経緯
  - (2) 財産信託導入の経緯
    - a. 商法改正要綱・改正法と財産信託
    - b. 「便法」としての財産信託
2. 弁済・担保提供と財産信託の比較
  - (1) 弁済
  - (2) 担保提供
  - (3) 財産信託
3. 財産信託の基本的構造
  - (1) 財産信託の設定
  - (2) 信託目的
  - (3) 信託受益権
    - a. 信託受益権と条件・期限
    - b. 信託受益権の帰属
    - c. 信託受益権の行使
  - (4) 信託財産
    - a. 信託財産の種類
    - b. 信託財産の対象
    - c. 商法と信託業法
    - d. 信託財産と「相当ノ財産」
  - (5) 解除
  - (6) 信託契約の内容

(7) 財産信託と貸借対照表

むすび

〔付論〕 商法・有限会社法改正試案について

〔資料〕 財産信託契約書（案）

はじめに

会社（原則として株式会社をいうものとする）が合併や減資を行うにあたっては、債権者保護の手續として先ず債権者に対して異議があればそれを申述べるべき旨公告し、かつ知れたる債権者には各別にこれを催告しなければならないとされている（商法第 416 条 1 項、第 376 条 2 項、第 100 条 1 項）。この手續についてはかなり研究もされており、実務上は比較的スムーズな処理がなされているところである。そして、この公告や催告に対して債権者から合併・減資に対する異議が申述べられた場合には、「会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ相当ノ財産ヲ信託スルコト」のいずれかの措置をとらなければならない（第 100 条 3 項）。

ところが、債権者が会社の合併や減資に対して異議を申述べるケースが実際には極めて少ないということもあってか、この商法第 100 条 3 項に規定する手續については余り十分な検討がなされていないようであり、ことに「債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス」と規定されている「信託」の措置（以下「財産信託」という）に至ってはほとんど何も検討されていないに等しい状況にあるように思われる。そのためもあってか会社の合併や減資に際してこの財産信託が実際に利用されたケースは稀であったようである。<sup>(2)</sup>

本稿では、先ず昭和 13 年の商法改正に際して財産信託という措置が第 100 条 3 項に導入された経緯をみることにし、ついで財産信託とともに第 100 条 3 項に規定されている他の弁済あるいは担保提供という措置との比較の結果を踏まえて、財産信託それ自体について検討を加えてみることにする。なお、商法

第 100 条 3 項それ自体に関する問題と思われるもの、例えば債権者あるいは債権の範囲の問題などについて本稿では余り深く立入ることができないことをお断りしておきたい。

ところで、筆者はかつてこの財産信託の活用について弁護士須藤修氏と共同で検討した結果を紹介したことがあるが、<sup>(3)</sup>本稿はこれによりつつも同氏の了解を得たうえで専ら筆者の責任のもとに書かれるものであることもあわせてお断りしておきたい。

- (1) 古曳正夫『減資の実務』(昭和 59 年)が唯一の例外といえる。
- (2) 会社がこの財産信託という措置をとっているかどうか調べることは、会社のディスクロージャーの姿勢や信託会社の守秘義務の問題等もあって容易なことではない。
- (3) 須藤修・太田誠「合併・減資における信託の活用」旬刊商事法務 1067 号 7 頁以下, 1069 号 30 頁以下。

## 1. 財産信託の商法第 100 条への導入

### (1) 昭和 13 年商法改正の経緯

現行商法第 100 条 3 項に財産信託という措置が導入されたのは、昭和 13 年の商法改正によってであり、この改正は、明治 32 年の商法公布施行以来初めての大改正であったとされている。司法省はこの改正について「商法特ニ会社<sup>(1)</sup>法ノ改正ハ近時ニ於ケル立法上ノ世界的趨勢」であり、「商事法規ハ商事生活ヲ規律スルモノナルガ商事生活ハ近年殊ニ世界戦争後著シク複雑多岐ヲ加ヘ諸国ニ於テ往時ノ旧法ヲ以テシテハ到底之ニ追随スルコトヲ得ザルニ至リタルヲ<sup>(2)</sup>以テナリ<sup>(3)</sup>」と説明している。

さて、このときの商法改正の流れは昭和 3 年に東京商工会議所に設置された商事関係法規改正準備委員会(会長阪谷芳郎男爵, 副会長松本丞治博士)にまで遡ることができる。<sup>(4)</sup>

この委員会は翌昭和 4 年に「株式会社に関する改正点 89 項目」を審議事項として決定するとともに、これを確定事項・研究事項・発問事項の三つに区分して発表した。その後、この準備委員会は昭和 5 年に確定事項をさらに整理した「商法中会社篇ニ関スル建議事項」23項目を決定し、公表した。これらの動きについて『東京商工会議所 85 年史』では準備委員会「副会長松本丞治博士、同委員渡辺博士（本会議所理事）その他多数の委員諸君の多大の尽力と、ならびに委員会当初から司法当局及び法制審議会との連絡に留意した結果とにより、前記の改正点はほとんど全部法制審議会議定の『商法改正要綱』中に採択され<sup>(5)</sup>た」と記されている。

一方、昭和 4 年には臨時法制審議会に代って法制審議会が設置され、10 月には内閣総理大臣から法制審議会に対し諮問第 1 号として「政府ハ商法ノ規定中現下ノ事情ニ適切ナラサルモノアリト認ム之カ改正ノ要綱如何」との諮問がなされた。法制審議会は主査委員会・小委員会を設置して会議を重ね、昭和 6 年に至って商法総則編会社編中改正要綱（以下「商法改正要綱」という）206 項目を議定して政府に答申した。

これを受けて昭和 7 年 10 月司法省内に商法総則及会社編改正調査委員会が設けられ、商法中第一編総則および第二編会社の改正法律案立案に当たることとなった。同委員会は同年 11 月以降会議を重ね、法制審議会の議定した商法改正要綱を基本とする 500 余条からなる商法中改正法律案が立案された。

この商法中改正法律案はさらに若干の修正が加えられたうえで第 70 帝国議会に政府から提案され、貴族院では若干の修正が加えられたうえで可決されて衆議院に送付されたものの、衆議院が昭和 12 年 3 月 31 日に解散され、成立するには至らなかった。<sup>(6)</sup>その後、この改正法律案に先の貴族院での修正その他若干の修正が加えられたうえで、商法中改正法律案は商法中改正法律施行法案および有限会社法案とあわせて第 73 帝国議会に政府から提案された。これらの法案はともに可決成立し、<sup>(7)</sup>昭和 15 年 1 月 1 日から施行されることとなった。

(2) 財産信託導入の経緯

a. 商法改正要綱・改正法と財産信託

このように、東京商工会議所から法制審議会へ、そして政府・司法省へという過程を経て財産信託を規定した現行商法第100条3項が誕生したわけであるが、この改正商法第100条の規定については、改正前商法が債権者に対する手続を対抗要件とする点で範をイタリア法主義にとるもドイツ法主義をも加味した折衷的なものであったのに対して、折衷的立場を捨て、債権者に対する手続<sup>(8)</sup>を合併の要件とした点でイタリア法主義に立ち返ったとされている。

ところで、この第100条の規定は商法改正要綱第44および第164・第178にもとづくもので、第100条1項は旧第78条2項、第2項は旧第79条1項を受けており、第3項は旧第79条2項を修正したものである。そして、「財産信託」は商法改正要綱第164で「異議ヲ述ヘタル債権者ニ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ代ヘ之ヲ受益者トシテ信託会社ニ信託ヲ為スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト」とあるのを受けて、旧第79条2項の規定「債権者カ異議ヲ述ヘタルトキハ会社ハ之ニ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ為スコトヲ得ス」を「債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス」(傍点筆者)と修正変更したものである。

この昭和13年商法改正のもとになった東京商工会議所の商事関係法規改正準備委員会は、この財産信託導入の経緯について特に意見は公表していない。例えば、昭和5年に発表した「商法中会社篇ニ関スル建議事項」では「(旧商法)第79条及第80条中或特定ノ者ニ対抗スルコトヲ得ストスル規定ニ付法律関係ノ錯綜ヲ避クル為メ適當ニ之ヲ改正スルコト」とされているだけである。

もっとも、当時の東京商工会議所の渡辺鉄蔵理事が商法改正要綱について「今度の改正要綱は、云はゞ当会議所の希望によって出来たもので、殆どこちらの意見通りと云ってよい位です<sup>(9)</sup>」と述べていること、また田中耕太郎先生が「(商法)改正要綱の主な部分は、東京商工会議所の委員会が提供したと言っても大過ないのである<sup>(10)</sup>」と述べられていることからしても、この財産信託導入の

経緯を東京商工会議所が発表しなかった点は残念に思われるところである。<sup>(11)</sup>

b. 「便法」としての財産信託

つぎに、法制審議会で議定された商法改正要綱第 164 について松本丞治先生は「例へば弁済期の長く到来せざる社債権者に対する場合の如き直ちに弁済を為すは不利であると同時に、相当の担保を供することは殆ど不能である。仍って之に代へ其者を受益者として信託会社に信託を為すの便法をも認めやうと謂ふのである」<sup>(12)</sup>（傍点筆者）とだけ解説されています。また、大森洪太大審院判事も「一々個々の債権者に返済することは勿論、担保を立てることは困難でもあり、又不可能の場合がありませう。或場合には保証金を入れて勘弁して貰ふと云ふやうなこともあるやうであります。さういふ複雑なることを避けるが為に、信託会社に信託をすると云ふ便法を改めて認めやうと云ふのであります」<sup>(13)</sup>（傍点筆者）と解説しています。

さらに、鈴木竹雄先生も「現行法に依れば異議を述べたる債権者には弁済を為し又は相当の担保を供せねばならぬが、其の不利又は不能なる場合あることを顧慮し、新法は之を受益者として信託会社に財産を信託し得べき便法をも認めた」<sup>(14)</sup>（傍点筆者）との解説をされています。

一方、商法改正法案に対して批判的な立場にあった学者の側でも、この財産信託に関しては「現行法と同じく、債権者に対する公告、催告、異議ある債権者に対する弁済又は担保の供与等を認める外、信託会社への信託を加へたのは適当であって別段問題はない」<sup>(15)</sup>との批評がなされているだけであり、財産信託導入についての特段の論評は行っていない。

そして、司法省の商法中改正法律案理由書も、改正商法第 100 条に財産信託を導入した理由については何ら触れていない。<sup>(16)</sup>これは、改正商法第 100 条に係る主要な点が、第 3 項に規定する財産信託等の措置を行わないで会社が合併や減資を行ったときは単に異議を述べた債権者に対抗することができないということにとどまらなくなり（旧第 79 条 3 項）、合併や減資の無効を画一的に來たすことになった点にあると考えられるためである。松本丞治先生が第 100 条に財産信託という措置を認めたことは特に挙げる迄もない程の小さい改正であるとき<sup>(17)</sup>

え述べられていることからしても、改正理由書の中で財産信託導入の経緯が触れられていないのも致し方ないものと思われるところである。

さらに、第70帝国議会および第73帝国議会の衆議院および貴族院の各本会議における政府提案理由の説明のなかでも、この財産信託を新しく導入した旨の説明は行われているが、その理由については何ら説明されていない。また、このとき衆議院および貴族院に設置された各特別委員会や特別小委員会での政府説明あるいは質問・答弁でも、この点について触れているものは見受けられなかった。

なお、第70帝国議会衆議院の商法中改正法律案委員会での答弁のなかで、政府委員大森洪太司法省民事局長が財産信託につき「是ハ実業界ノ方デ大変便利ナ方法デアルカラ、必ズ挿入シテ貫ヒタイ、斯ウ云フ風ナ話デアリマシテ、ソレカラ考慮ノ結果、御承知ノ通りニ、現行法ヲ修正シタ次第デアリマス<sup>(18)</sup>」と付け加えている点は当時の事情や背景を推察するうえで注目されるところである。

残念ながら、以上のとおり昭和13年の商法改正に際して何故財産信託が商法第100条3項に導入されたのか明らかにすることはできなかった。しかしながら、以上のことを推察するに、財産信託を新たに導入しなければならないほどの理由は格別ないものの、弁済や担保提供という措置だけでは債権者の異議申述に対して会社に不利益がもたらされる場合もあり得ること、そして財産信託という措置によれば会社と債権者との間の衡平がより容易に確保されること、即ち財産信託が「便法」たり得ることが広く認識されていたことが窺えるのである。いずれにせよ、財産信託という措置は会社にとり便利なものであり、特段問題とすべき点は見当たらないというのが大方の意見であったように思われる。

- (1) 司法省民事局編『商法中改正法律案理由書（総則・会社）』（昭和12年）1頁。
- (2) 同上箇所。
- (3) この辺りの事情については松本丞治「商法改正要綱解説」『私法論文集（続編）』（昭和13年）25頁（法学協会雑誌49巻9号103頁）以下参照。

- (4) 『東京商工会議所 85 年史 (上巻)』の「3 商事関係法規改正準備委員会の設置とその事業」参照。
- (5) 同上 (上巻) 1127 頁。
- (6) 貴族院では昭和 12 年 2 月 18 日に政府提案理由の説明が行われ、翌 19 日に商法中改正法律案特別委員会が設置されるとともに商法中改正法律案特別委員小委員会が設置された。他方、衆議院では 3 月 18 日に政府提案理由の説明が行われ、同日商法中改正法律案委員会が設置された。
- (7) 貴族院では昭和 13 年 1 月 24 日に政府提案理由の説明が行われ、2 月 1 日商法中改正法律案 (他 2 件) 特別委員会が設置された。なお、前回と同様に商法中改正法律案特別委員小委員会が設置されたが、ここでは専ら有限会社法案についての審議が行われた。他方、衆議院では 2 月 26 日に政府提案理由の説明が行われ、2 月 28 日に商法中改正法律案外 2 件委員会が設置された。
- (8) 田村諱之輔「会社合併における債権者保護」上智法学論集 15 巻 3 号 7 頁以下。
- (9) 「会社法改正について——東京商工会議所理事渡辺鉄蔵氏に聴く」法律時報 3 巻 10 号 56 頁。
- (10) 『改正商法及有限会社法概説 (再版)』2 頁。
- (11) 『東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会議事速記録 (1・2)』(同委員会編) という関係記録があり、改正商法第 100 条に係る議事についてはこのうち速記録(1)に載っているようである。第 12 回信託法学会当日東京大学名誉教授鴻常夫先生からこの点につきご指摘を頂き、その後手を尽して調べたが、到頭見出すことができなかったことを付記しておきたい。
- (12) 松本・前掲論文 150 頁 (50 巻 1 号 143 頁)。
- (13) 「商法改正要綱の説明」信託協会会報 6 巻臨時号 (通巻 25 号) 153 頁。
- (14) 「改正法に於ける株式会社の計算及び定款変更に関する規定に付て」法律時報 8 巻 2 号 13 頁。
- (15) 烏賀陽然良・大橋光雄・大森忠夫・八木弘「商法改正法案を評す(5)」法学論叢 34 巻 5 号 84 頁。
- (16) 57 頁。
- (17) 『株式会社法改正の要点』208 頁。
- (18) 昭和 12 年 3 月 28 日の第 8 回商法中改正法律案委員会における宮古委員の質問に対する答弁 (『商法中改正法律案委員会議録』3 頁)。

## 2. 弁済・担保提供と財産信託の比較

商法第100条3項では、会社が合併や減資を行うにあたって債権者が異議を申述べたときは、会社は弁済・担保提供・財産信託のいずれかの措置を講じなければならないとされている。<sup>(1)</sup>そこで、債権者が異議を申述べたときに会社をとるべきこれら三つの法的措置について簡単に比較してみることにしたい。

### (1) 弁 済

会社の合併や減資に対して異議を申述べた債権者の債権の存否・内容について争いがなく、しかも弁済期が到来しているのであれば会社は「弁済」を選択するのが最適であることはいうまでもない（もっとも、このような状況は通常ではなかなか考えられないことではある）。それは、このような場合に担保提供や財産信託を選択すれば遅延損害金が発生することにもなり、会社には無用の負担が生じることになるためである。ただし、会社が債権者に対して反対債権を有しており、会社の債務との相殺を予定しているような場合であれば、たとえ弁済期が到来していても取り急ぎ弁済する必要がないことはいうまでもない。

これに対して、債権の存否・内容について争いがある場合には、そもそも会社が債権者に弁済をすること自体が不可能であると考えられる。また、債権の存否・内容について争いが無い場合であっても、弁済期が未到来である場合には弁済をすることは可能であるものの、わずかの期間で弁済期が到来したりあるいは債権の額が僅少な場合であればともかく、弁済期までには相当の期間がある場合あるいは債権の額が大きい場合には、債権者の合併無効の訴（第415条、第416条1項、第104条1項・2項）あるいは減資無効の訴（第380条1項・2項）を防ぐというだけの理由で期限の利益を放棄してまで債権者に弁済をするのは、会社にとって得策ではないと考えられるのである。

確かに債権者の異議が申述べられた以上、会社にとりこの弁済という措置は債権者との間に予想されるあらゆるトラブルを封ずるための最も簡易かつ明瞭

な方法であるといえるが、経済的な観点からは当該目的物に係る収益機会が失われるなどするため、会社がトラブル防止という観点からのみ「弁済」を選択するのは如何がなものかと思われる。

## (2) 担保提供

異議を申述べた債権者の債権の存否・内容について争いがなく、弁済期が未到来である場合には、会社は「担保提供」をとることができる。

しかし、この措置にも実際上つぎのような問題が考えられる。

先ず債権者が会社の担保提供を拒否したりあるいは会社の担保提供に非協力的な場合がある。例えば、会社がその所有不動産に債権者のために抵当権を設定しようとしても、債権者が当該不動産は担保価値不足であるとしてこれを拒否するケースが考えられる。このような場合、会社は合併や減資の手続をどのように進めることになるのか、あるいは合併や減資の登記をどのように行うのか（商業登記法第 87 条、第 90 条、第 67 条）など困難な問題が生じるものと思われる。

つぎに、弁済期が到来して会社が弁済することにより担保提供の必要がなくなったときに、担保権者であった債権者が担保権の解除に非協力的なケースも考えられる。例えば、会社が弁済したにもかかわらず債権者が抵当権の抹消登記に非協力的な場合、理論的にはともかく、実務上どのように対応するのか厄介な問題が生じるものと思われる。

なお、債権の存否・内容について争いがある場合でも、理論上は担保提供をすることが可能である。例えば、債権の額について争いがある場合に、とりあえず債権者の主張する債権の額をもって会社が自己の定期預金に質権を設定するようなケースが考えられるが、余り現実的ではない。

## (3) 財産信託

「財産信託」は、債権者の有する債権の存否・内容について争いがある場合や弁済期が未到来である場合に会社をとることのできる措置である。この財産

信託には、弁済や担保提供という措置と比較してつぎのようなメリットがある。

第1に、信託法では「信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ従フ」(第7条)と規定されている。そこで、債権者が異議を申述べたときには、会社は債権者の受益の意思表示がなくとも債権者を受益者とする財産信託を設定することができるのである。

具体的には、債権の存否・内容について争いがある場合には、会社はこの争いに係る一定の条件を付した財産信託を設定することができるためであり、また弁済期が未到来である場合には、会社はこの弁済期を期限とする財産信託を設定することができるためである。

第2に、弁済期が未到来である場合には、弁済期に至るまでの期間当該財産信託を運用して収益を得る機会が依然として会社サイドに確保されていることになる(ただし、担保提供にあっても、会社が所有する賃貸不動産に抵当権を設定する場合のように収益機会が確保されていることもあり得る)。

また、債権の存否・内容について争いがある場合に設定される財産信託にあっては、弁済期が到来しても財産信託はそのまま存続することになると考えられる。この場合、財産信託は弁済供託(民法第494条)とは異なり、これにより債権債務が消滅することはないので弁済期以降会社が実際に弁済するまでの期間につき遅延損害金の問題が生じる。商法第100条の趣旨に照らせば遅延損害金についても財産信託を行うべきであると考えられ、この場合にも会社には信託財産を運用して収益を得る機会が依然確保されているので有利である。

第3に、債権者の主張する債権が存在しないことが裁判などで確定したような場合、即ち会社が商法第100条3項に規定された措置をとる必要がなくなった場合に、この財産信託にあっては、信託財産の帰属権利者として会社は債権者の意思とは無関係に財産信託の受託者である信託会社から直接当該信託財産を受取ることができるのである。

- (1) ただし、会社が弁済・担保提供・財産信託という債権者「保護手続を怠って合併無効の訴えを提起されても、訴訟の係属中に弁済その他の措置をとった場合には、訴えは棄却されるべきである。債権者が弁済を受ければ債権者ではなくなるから原告適格を失うことになるし、また担保提供等の方法で満足を得た場合にも、もはや自己の利益を守るために合併を無効とする理由は存しないからである」(鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法(新版)』493頁脚注)。

### 3. 財産信託の基本的構造

債権者が合併や減資に際して異議を申述べたときに会社のとるべき「財産信託」とはどのようなものであるか、さらに詳しく検討してみることとしたい。<sup>(1)</sup>

なお、この財産信託は信託法の体系のなかでは、大正 11 年制定の信託法にもとづく一般の民事信託(いわば純粹型とでもいうべき信託)と貸付信託・証券投資信託などのように特別法にもとづいた信託との間に位置付けられる商法第 100 条の規定に立脚した特殊な信託であると考えられる。<sup>(2)</sup>

#### (1) 財産信託の設定

既述のとおり債権者が合併や減資に対して異議を申述べたときには、会社は委託者となって信託会社との間に債権者を受益者とする財産信託契約を締結することになる(昭和 13 年の商法改正当時と異なり、今日の日本では信託業法にもとづく免許を受けた信託会社は存在せず、普通銀行が「普通銀行ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」によって信託業務を兼営している。したがって、実際には信託業務を兼営している信託銀行との間で会社は財産信託契約を締結することになる)。

この場合、理論的にはこの財産信託を「自益信託」として構成することもできなくはない。しかし、自益信託として構成する場合には他益信託として構成する場合と異なり、つぎのような問題を生じる可能性があると思われる。

- (ア) 信託財産の具体的な請求権としての受益権について信託契約で譲渡を禁止しても、これを他の会社債権者が差押える可能性がある。
- (イ) 受益者である会社にいったん信託財産を交付することになるが、このと

### 会社の合併・減資における財産信託の活用について

きにやはり他の会社債権者が当該財産を差押える可能性がある。

(ウ) 信託財産を交付した後に、会社が交付された信託財産をもって異議を申述べた当該債権者に商法の規定の趣旨どおりに弁済を受けさせるかどうか受託者にとっては不明である。

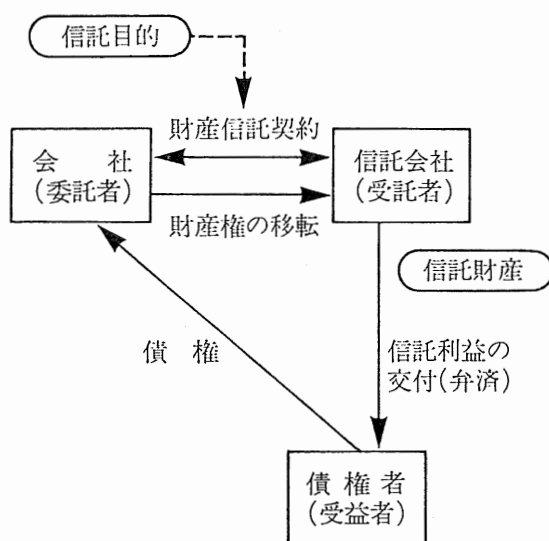
このような点を勘案すると、「自益信託」としてではなく、「他益信託」として構成する方が商法の趣旨により合致し、望ましいのではないかと考えられる。

また、複数の債権者が会社に対して異議を申述べた場合、会社は当該債権者を受益者としてまとめて一つの財産信託を設定することもできるが（担保附社債信託における社債権者を想起して頂きたい）、債権が各々個性を有しており、内容も異なるものである以上、財産信託も原則として債権ごとに設定すべきであると考えられる。

なお、親会社などの第三者が当該合併会社または減資会社に代って委託者となり、信託会社との間に債権者を受益者とする財産信託契約を締結することも民法第474条1項の規定を類推適用することにより可能であり、また商法の趣旨<sup>(3)</sup>にもかなったものであると考えられる。

ところで、信託法のうえでは個人であっても受託者となって債権者保護を目的とする財産信託の引受け（民事信託）をなすことができる。しかしながら、

〔財産信託の基本的しくみ〕



商法が財産信託の受託者となることができる者を信託会社に制限しているのは、法人は永続性と組織力を有し、適切な管理運営能力を備えていること、また信託会社は大蔵大臣の監督下において高い信用力を有していることによるものであると考えられる。

## (2) 信託目的

財産信託は債権者に弁済を受けさせるものでなければならないことは既に述べたところであるが、条文上も「債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的」として「相当ノ財産」を信託しなければならないとされている。

なお、インド信託法では「契約を締結する能力を有する受益者全員の同意」をもって信託目的の変更を認めているが（同法第 11 条<sup>(4)</sup>）、この財産信託については商法第 100 条の規定の趣旨からして信託目的の変更は認められないと考えられる。さらに、「たとえ自益信託の委託者＝受益者の命令があっても、——信託行為においてその者の指図に従うべき旨の定めがない限り——、かならずしもそれに従う義務はない<sup>(5)</sup>」とされているので、受託者が特段の理由もないのにこの財産信託の目的変更に応じたような場合には、受託者は当然に善管注意義務違反に問われることになると思われる。

## (3) 信託受益権

### a. 信託受益権と条件・期限

会社が信託会社との間に財産信託契約を締結することにより、債権者は信託法第 7 条の規定により当然に受益者としてこの財産信託の受益権を取得することになる。ただし、既述のとおり財産信託が設定されるのは、会社と債権者の間で債権の存否・内容について争いがある場合もしくは当該債権の弁済期が未到来である場合であるので、この財産信託の受益権には一定の条件もしくは期限が付されることになる。信託法のうえではこの条件や期限についての制限は特段設けられていないので、公序良俗や他の法律の規定に反しない限りどのような条件や期限を付すことも可能<sup>(6)</sup>である。なお、この条件や期限は財産信託の

目的を確実に実現するために客観的かつ明確に規定されるべきであり、これに会社や信託会社の裁量の働く余地があってはならないことはいうまでもない。

そこで、財産信託に係る信託財産の帰属はこのようにして受益権に付せられた条件や期限によることになる。即ち、債権者の有する債権の存否・内容について争いがある場合には判決や和解などによって債権の存否・内容が確定することにより、また弁済期が未到来である場合には弁済期が到来することにより、債権者は受益者として財産信託の受益権を行使することができることになる。

なお、会社が債権者に別途弁済したり、債権の不存在が判決で確定したような場合には、信託目的の不達成が確定したことになるので、債権者は受益権を確定的に取得することなく財産信託は終了することになる。

また、債権の存否・内容について争いがある場合には、財産信託の受益権の範囲は判決や和解などによって確定した債権額が限度となるべく条件が付せられることになる。したがって、受益権、ひいては信託財産の帰属はこのような受益権に付せられた条件に依存することになる。そこで、債権者が財産信託の受益権を行使して自己の債権につき満足を受けた後になお信託財産が存する場合には、その残余信託財産は会社に帰属することになる。言うまでもなく、債権者は自己の債権を超えてまで財産信託の利益を享受することはできないため<sup>(7)</sup>である。

#### b. 信託受益権の帰属

冒頭この財産信託の受益者は債権者であると述べたが、厳密には債権者および会社が受益者であるということになる。たとえ債権額と信託財産の額が等しい財産信託であったとしても、条件の成就の仕方次第で会社が信託財産の一部を受取ることもあり得るのであり（判決により債権者の主張する債権額が減額されるようなケース）、このような点を考慮すれば、受益権に付された条件が成就するまでの間両者は受益者としての基本的権能は等しく有していると考えられるのである。いわば総体としての受益権は確定しているものの、個別具体的な受益権は流動的な状態にあるということができよう。<sup>(8)</sup>

なお、受益権に付された条件が成就した後は、条件の成就の仕方に応じて個々の受益権の内容が終局的に確定することになるので、このような事態は解消されることになる。

c. 信託受益権の行使

ところで、財産信託は弁済供託（民法第 494 条）とは異なるので、会社が財産信託を設定しても、これによって直ちに債権者の債権が消滅することはない。そこで、一定の条件が成就したりあるいは弁済期が到来すると、既に述べたように債権者は財産信託の受益権を行使できるようになると同時に、なお会社に対して当初の債権をも有している状態になる。この結果、債権者は会社と信託会社の双方に対して選択的に権利行使することができるのかという問題が生じる。

この問題については、財産信託は債権者が異議を申述べたことにもとづき債権者に弁済を受けさせることを目的として会社が設定したものであること、それにもかかわらず債権者が先ず会社に対して権利行使することができるならば、会社には無用の負担をもたらすことになって債権者との間の衡平を失することにもなるという点を踏まえ、特段の事由が債権者の側に存しない限り債権者は先ず信託会社に対して権利行使すべきであると考えられるが<sup>(9)</sup>、この点についてはご批判を仰ぎたい。特に、債権の内容が特定物の引渡であって、これが財産信託の信託財産を構成している場合にも債権者は先ず会社に対して権利行使することができるとなると、何のために財産信託を設定したのか会社にとっては判らないことになり、ひいては財産信託本来の意義さえ問われかねないのではないかと思われる。

もっとも、債権者が先ず会社に対して権利行使することが法的にまで禁止されている訳ではないので、この場合会社としては債権者に対して弁済をする必要がある。そこで、債権者が先ず会社に対して権利行使した場合には、会社は債権者に弁済を受けさせることを目的として設定したこの財産信託の信託財産をもって弁済することになる。この場合には、会社から通知を受けた信託会社が、いわば会社のなすべき債務の履行の補助者として債権者に直接弁済する

ことになると考えられる。

なお、会社が財産信託の信託財産によらず、他の会社財産をもって債権者に弁済することができることはいうまでもない。この場合には、信託目的の不達成が確定したことになり、この財産信託は終了して信託財産は会社に返還されることになる。

#### (4) 信託財産

##### a. 信託財産の種類

信託財産は、信託法第1条の規定によれば財産権でなければならず、しかもその財産権は「移転其ノ他ノ処分」によって委託者の財産圏から分離することができ、かつ金銭に見積ることができる積極財産でなければならぬとされて<sup>(10)</sup>いる。この財産信託に係る信託財産の種類について商法には何ら規制が設けられていないが、債権者の債権を保護するに足るものでなければならぬことは<sup>(11)</sup>いうまでもない。

ところで、この財産信託の受託者は商法の規定により信託会社に限定されているので、信託会社を規制する信託業法の規定にもとづく信託財産の種類制限がこの財産信託にも及んでくる。即ち、信託業法第4条では、信託会社は、①金銭、②有価証券、③金銭債権、④動産、⑤土地およびその定着物、⑥地上権および土地の賃借権、以外の財産を信託として引受けることができない旨規定されている。さらに、信託引受の際に受入れる、④動産、の種類を信託会社は「業務の種類および方法書」に記載しなければならないが（普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第4条1号）、現在は、⑦車輛およびその他の輸送用設備、⑧機械用設備、⑨金地金等の貴金属の3種類の動産が記載されているにすぎない。したがって、会社は、金銭・有価証券等6種類の財産（このうち動産についてはさらに制限が加えられている）以外の財産によって財産信託を設定することはできないことになる。

##### b. 信託財産の対象

ところで、近時の学説では、非金銭債権の債権者は原則として商法第100条

の保護の対象に含まれないとする見解が有力である。<sup>(12)</sup> 金銭債権のみが商法の保護の対象になるのであるならば、信託財産は債権者に信託の利益を交付するとき、即ち弁済をするときに「金銭」でなければならないことになる。無論金銭そのものが信託財産であれば問題は何ら生じない。しかし、商法では「相当ノ財産」を信託しなければならないと規定されているだけであるので、信託業法第 4 条に規定された 6 種類の財産のいずれかであって、かつ債務の本旨にしたがった弁済が可能なものであるならば信託財産として差し支えないことになる。この場合、受託者は信託財産が安全・確実であるか、流動性は高いか等を調査し、将来における債務の本旨にしたがった弁済が不能となる危険はないか十分に検討する必要があるだろう。

例えば会社が有価証券を信託する場合、債権者に信託の利益を交付するには有価証券を換価処分しなければならない。ところが、有価証券に価格変動はつきものであり、また非上場株式などは一般に換価処分が容易ではない。そこで、いざ債権者に信託の利益を交付する段になって速やかに信託の利益を交付することができなくなる可能性があり、これを避ける必要があるためである。

これに対して、債権者が会社に対して有する債権が金銭債権以外の場合であっても、債権者が会社に対して既に対価として金銭を支払うなど自己の債務の全部または一部を履行しているときには、商法第 100 条の保護の対象に含まれるとする見解<sup>(13)</sup>、あるいは保護すべき「債権者は、金銭債権者には限らないが、弁済・信託・担保提供という方法で保護しうるような債権を有する者に限られ<sup>(14)</sup>る」とする見解も有力に主張されている。これらの見解にしたがえば、財産信託に係る信託財産は債権者に信託の利益を交付するとき、即ち弁済するときに「金銭以外のもの」であってもよいことになる。

例えば有価証券や不動産の引渡を内容とする債権に対して会社が金銭を信託する場合が考えられる。この場合、受託者は信託金をもって債権の目的物である有価証券や不動産を取得したうえで、債権者に信託の利益として引渡すことになる。この場合にも、受託者は信託財産が安全・確実であるか、流動性は高いか等を調査し、将来における債務の本旨にしたがった弁済が不能となる危険

はないか十分に検討する必要がある。

c. 商法と信託業法

ところで、会社が債権者に弁済を受けさせるために当該債権の目的物をもって財産信託を設定しようとしても（これが最も通常の形態であると思われるが）、受託者である信託会社には信託業法による信託財産の種類<sup>(15)</sup>の制限があることは既に述べたところである。しかしながら、このような場合にまで信託業法の制限が及ぶとするのは如何がなものである。

つまり、会社が信託しようとする財産が債権の目的物であり、商法の債権者保護の趣旨に最も合致したものであるにもかかわらず、信託会社は信託業法の規定によってこれを受託できないことがあり得るわけであり、会社としては極めて不本意な対応をせざるを得ないことになるのである。そして、これは商法で財産信託の受託者は信託会社とすることが規定されているためであるが、商法が信託財産の種類<sup>(15)</sup>の制限までもここで要求しているとは考え難いのである。そこで、信託業法第4条の規定の後段に『ただし、商法第100条の規定にもとづき引受ける信託<sup>(15)</sup>にあつてはこの限りでない』といった但書を付け加えるのは如何がであろうか。

いずれにしても、財産信託における信託財産の種類につき商法と信託業法の調和が望まれることを指摘しておきたい。

d. 信託財産と「相当ノ財産」

つぎに、商法では「相当ノ財産」を信託しなければならないと規定されているが、この「相当の財産とは、その債権を弁済するに足りるもの、すなわち、金銭債権<sup>(16)</sup>にあつてはその債権の名目額に相当する価額、という意味に解すべきである」とされている。

当初財産信託が設定された時点では、信託財産の価額が信託目的に則って債権者に弁済される債権の額に等しいかもしくは上回っているのは当然のこととして、その後信託財産の価額が債権額を下回ることが考えられる。例えば、弁済期が到来しており、時間の経過とともに遅延損害金の額が増加して当初の信託財産では不足が生じるような場合、あるいは信託財産である有価証券が価格

の下落により債権額を下回ってしまうような場合である。もっとも、こうした事態が当初より明白に予想できた場合には、そもそも会社は「相当ノ財産」を信託したものとはいえないと判断されることになるろう。

このような事態に至ったときには、このままでは債権者保護のための財産信託はその機能が全うされないことにもなる。そこで、前者の場合には遅延損害金も信託すべき「相当ノ財産」に含まれると解されるので、当然に信託財産の追加が必要になると考えられる。そのため、信託契約上会社は信託目的を達成するために必要な財産を遅滞なく信託会社に追加信託しなければならない旨明記することも必要であろう。この場合に、信託会社が特段の事由もないのに会社に対して信託財産の追加を請求しないような場合には、債権者は受託者の解任を裁判所に請求することができよう（信託法第 47 条）。

他方、後者の場合には評価額と債権額の差額部分について当然に信託財産の追加が必要になるとは考えられない。無論信託財産の追加が行われるのであればそれに越したことはないが、会社が債権者に弁済することを目的として信託会社に然るべき財産を信託した以上、それ以上の財産の信託を会社に要求するのは債権者とのバランスを欠くことにもなり、不適當ではないかと考えられる。

#### (5) 解 除

この財産信託については、受益者である債権者の同意がない限り委託者である会社は一方的に解除することができないものと考えられる。

それは、会社がいつでも任意に財産信託を解除することができるとするならば、合併や減資に伴う債権者保護という商法の趣旨が失われてしまうことになるためである。特に、会社が合併または減資の日から 6 ヶ月以上経ったときにも財産信託を解除することができるとなると、債権者は財産信託の解除、ひいては合併または減資の無効について争う途が何らないことになるためである（商法第 416 条 1 項、第 380 条 1 項、第 105 条 1 項）。したがって、債権者保護の趣旨をより一層明らかにするために、原則として委託者は財産信託を解除するこ

とができない旨信託契約書に確認的に明記しておくのが適当であると考えられる。

また、この財産信託は他益信託であり、その受益権には一定の条件や期限が付されるので、受益権は期待権であると考えられるためでもある。期待権としての受益権保護に関しては「条件成就・期限到来の前でも、信託行為の効力が発生した以上、受益者は、期待権者として民法第128条、第129条、第130条の保護を受けることは、いうまでもない<sup>(17)</sup>」ことであるとされている。さらに、民法第128条の「当事者」の範囲が有力な学説では一步押し進めて解されており、「期待権に対しては、第三者も不可侵義務を負う<sup>(18)</sup>」とされているのである。このほか、「条件附権利を害する限度においては、強制処分といえどもその効力がない、と解すべきものである<sup>(19)</sup>」との主張もなされており、期待権としての受益権には厚い保護が与えられている。

なお、財産信託の受益権に付された条件が成就し、もしくは期限が到来して債権者がこの財産信託の受益権を確定的に取得した以上は、委託者は「受益者を変更したり受益権を消滅・変更させたりすることの許されないのは、当然<sup>(20)</sup>」のことである。

## (6) 信託契約の内容

以上の諸点を踏まえ、会社と信託会社の間で締結される財産信託契約の内容について検討してみることとしたい。

第1に、財産信託契約の種類の問題がある。委託者である会社が信託する財産がどのような種類のものであり、債権者に交付する財産がどのような種類のものであるかに応じて財産信託契約の種類も決定されることになる。例えば、会社が金銭をもって財産信託を設定し、債権者には有価証券を引渡す内容のものである場合には、金銭信託以外の金銭の信託契約を締結することになる。これは、信託引受に際して金銭を信託財産として受入れ、信託終了時には受益者<sup>(21)</sup>に現状有姿のまま、即ち有価証券をもって交付する信託である。

第2に、財産信託契約の様式の問題がある。かつて筆者の属した信託銀行で

受託した財産信託は、会社が金銭を信託し、債権者にも金銭を交付するというものであったので、銀行は既存の合同運用指定金銭信託（一般口）（以下「一般金銭信託」という）の約款を基礎としてその一部を修正したり、あるいは一定の条件を付け加えるなどした財産信託の約款を考案した次第である<sup>(22)</sup>。具体的には、商法の債権者保護という趣旨に則った条項を有する特約付一般金銭信託としてこの財産信託を受託した次第である。

なお、一般金銭信託とは運用方法を同じくする信託金を合同して運用する信託で、運用の方法および目的物があらかじめ指定されている金銭信託の一種である。そして、信託は実績配当主義が原則であるので信託財産（元本）に欠損を生じることがあり得るが、この一般金銭信託には受託者である信託銀行の元本保証が付されているので安全・確実であり（信託業法第9条）、商法の債権者保護という趣旨に合致しているといえる。

第3に、財産信託の個々の契約条項の問題がある。この問題については、特約付一般金銭信託である財産信託の主な条項について一般金銭信託の条項と比較しつつ述べてみることにしたい。

ア. 信託目的 一般金銭信託は「金銭を受益者のために利殖する目的」（一般金銭信託約款第1条）で設定される。なお、これには委託者が自ら受益者となる自益信託と委託者が受益者と異なる他益信託がある。これに対して、財産信託は「債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的」として設定され、会社を委託者、債権者を受益者とする他益信託である。ただし、金銭信託であることに変わりはないので、利殖が図られるのは当然であるが、あくまでも従たる目的でしかないと考えられる。

イ. 信託受益権 一般金銭信託の受益権には特段の条件や期限が付されることはない。これに対して、財産信託の受益権には一定の条件や期限が付され、この条件が成就しあるいは期限が到来しない限り債権者は信託の利益を享受することはできない。

ウ. 受益者の指定・変更 委託者はあらかじめ信託契約で受益者の指定変更権を自己に留保している限り、受益者を新たに加えたり変更することができる

## 会社の合併・減資における財産信託の活用について

(信託法第7条)。一般金銭信託では、これについて「委託者は当社の承諾を得て受益者を指定し、または変更することができます」(約款第14条)と規定されている。これに対して、財産信託では債権者以外の者を受益者とするのは商法の債権者保護という趣旨からして当然に認められないので、委託者は受益者を新たに加えたり変更することができない旨を確認的に明記することが必要になる。

エ. 信託の終了 一般金銭信託は満期日の到来、即ち信託期間の満了により終了することになる。これに対して、財産信託は、債権の存否・内容について争いがあるために設定された場合には、一定の条件の成就または不成就が確定したときのみ終了することになる。また、弁済期が未到来であるために設定された場合には、弁済期の到来によってのみ終了することになる。

なお、財産信託では受益者である債権者に弁済(信託財産を交付)しても、それによって直ちに信託は終了することなく、その残余財産を委託者である会社に交付してはじめて終了する<sup>(23)</sup>。

オ. 信託財産の交付 信託の終了に際し、一般金銭信託では元本および収益のすべてが受益者に金銭で交付される。これに対して、財産信託では信託財産の範囲内で、かつ債権の存否・内容について争いがある場合には条件の成就により確定した債権額を限度として受益者に交付される。また、弁済期が未到来である場合には期限の到来により当初の債権額が受益者に交付される。この場合、残余財産が委託者に帰属することになる点については既に述べたとおりである。

### (7) 財産信託と貸借対照表

このように信託受益権には条件もしくは期限が付されるが、会計学的観点からは、当該条件が成就もしくは期限が到来するまでの間、信託財産はなお会社に帰属しているものとして取扱うべきであると考えられる。

ところで、財務諸表等規則では、金銭信託は期間が1年以内の場合には「流動資産」の「現金及び預金」に、期間が1年を超える場合には「投資その他の

資産」の「その他」に計上すべきであるとされている。しかし、財産信託である特約付一般金銭信託は債権者保護のための信託であるという趣旨、即ち一定の条件が成就しもしくは期限が到来すれば当然に会社資産ではなくなってしまうことからして、たとえ期間が1年以内であっても「流動資産」として計上するのは不適切であり、期間にかかわらず「投資その他の資産」として計上すべきであると考えられる。なお、財産信託として信託された金銭が資産の総額の100分の1を超える場合には、一般金銭信託とは区別して「財産信託」などとして計上しなければならないであろう。

また、ディスクロージャーの観点からは、会社は合併や減資に対する債権者の異議申述べに対して財産信託を行っていること、およびその信託財産はどのようなものであるのか等について、その重要性が高いと判断される場合には、貸借対照表に注記しておくことも必要であると考えられる。<sup>(24)</sup> 実際にこの財産信託を行っている会社の有価証券報告書では『この金額は〇〇訴訟関係の債権者からの合併に対する異議申立てに対処するため信託会社に信託した金銭信託の金額です』との注記がされている。

- (1) この財産信託と類似の信託に従業員の社内預金の保全を図ることを目的とする社内預金引当信託があり、財産信託を理解するうえで参考になる。賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条では、この社内預金引当信託とは、社内預金制度を実施している当該会社が「事業主の労働者に対する預金の払戻しに係る債務の額に相当する額につき、預金を行う労働者を受益者とする信託契約を信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）と締結する」措置であるとしている。
- (2) 松本崇「信託法理と信託周辺法理」判例タイムズ608号24頁以下、近藤英洋「信託法理とその周辺をめぐる諸問題」信託法研究第11号105頁以下参照。なお、信託法理と信託類似法理（信託周辺業務の法理）という視点からすれば、この財産信託はあくまでも信託法理に全面的に立脚していると考えられる。
- (3) 担保附社債は「其ノ社債ヲ発行スル会社ト信託会社トノ信託契約ニ従ヒ」

#### 会社の合併・減資における財産信託の活用について

(担保附社債信託法第2条)発行される。この場合、信託契約の一方の当事者(委託会社)は「文意からすると発行会社に限られるかのごとくであるが、第三者による担保提供は民法上認められており、また鉄道抵当法第7条1項では鉄道会社の発行する担保附社債について第三者の担保提供を予定しているやに見受けられ、したがって担保附社債について例外として禁止すべき理由に乏しい」(小林憲一『担保附社債信託法』10頁)とされており、本件の解釈にあたって参考になる。

- (4) 中野正俊「インド信託法上の問題点について一同法の改正問題を手懸りとして」信託125号31~32頁。
- (5) 四宮和夫『信託法』94頁。
- (6) 「条件については信託法上何等の制限も存しないのであるから、契約自由の原則に従って信託契約の締結に際しては如何なる条件をも附し得ることは言ふまでもない」(小林徳三郎「条件附受益権に就て」信託協会会報12巻4号24頁)とされている。
- (7) この財産信託において生じた収益は、原則として受益者である債権者に帰属することになると考えられる。しかし、債権者の有する受益権には一定の条件や期限が付され、かつ確定した債権の額が限度となるので、これを上回る部分については会社に帰属せしめても問題ないと考えられる。例えば、会社が債権額以上の財産を信託した場合に生じる収益については、財産信託の設定当初から会社を収益受益者として、これに帰属せしめても問題はないといえよう。
- (8) このため個々の受益者保護の観点から、条件成就までの間信託管理人を設けることも検討に値すると思われるが、別の機会に譲りたい。
- (9) 古曳正夫『減資の実務』では、「債権者は会社、信託会社の双方に対して債権を持つに至る。いずれの債権を行使するも債権者の自由である。両者に対して同時に権利行使をしても差し支えない」(102頁)とされている。
- (10) 四宮・前掲書50頁。
- (11) 「信託しうべき財産は、通常、債権の目的物(金銭が普通)であるが、債務の本旨に従った弁済が可能であれば、目的物以外の財産(有価証券・動産など)を信託する(たとえば、その財産を売却した代金をもって弁済に供する旨の信託契約をする)のでもよいであろう」(今井宏『新版注釈会社法(1)』408頁)とされている。なお、異議を申述べた債権者に対して「債権者を受益者として信託会社に弁済の目的物を信託しなければならない」(平野充好『注解会社法(4)』

82頁, 傍点筆者) とする見解もあるが, 信託財産をこのように限定しなければならない理由は特段存しないように思われる。

- (12) 今井・前掲書 398 頁, 大隅健一郎他『新版会社合併手続』190 頁。
- (13) 田村諄之輔「会社合併における債権者保護」上智法学論集 18 卷 2 号 108 頁。
- (14) 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法 (新版)』434 頁脚注。
- (15) 営業信託における信託財産の範囲の拡大という問題については河合慎一郎「実務家からみた信託業関係法令の問題点」信託法研究第 4 号 53 頁以下参照。  
 なお, 田中實「信託法講義(1)」(信託第 117 号 63 頁) では, 「しかし, 各信託会社の経営の基礎が十分確実になった現在の事情のもとでは, いたずらに業務の放慢化を防止するという消極的制限は好ましくないように思われます。このような制限的列挙主義は廃止すべきものでしょう」とある。
- (16) 今井・前掲書 408 頁。
- (17) 四宮・前掲書 151 頁脚注。なお, 小林・前掲論文(12 卷 5 号 42 頁) では「第 128 条即ち条件附法律行為の各当事者が, 条件の成否未定の間に於て, 条件の成就に因り其の行為より生ずべき相手方の利益を害することを得ざる旨の規定も亦類推適用せらるべきであらう」とされている。
- (18) 四宮和夫『民法総則 (第 4 版)』278 頁。
- (19) 金山正信『注釈民法(4)』341~342 頁。
- (20) 四宮『信託法』152 頁。
- (21) 財産信託契約の種類としてつぎのような組合せが考えられる。

交付信託 財産 当初 信託財産	金 銭	有 価 証 券
金 銭	指定金銭信託	金銭信託以外の金銭の信託
有 価 証 券	管理および処分有価証券信託	管理有価証券信託

- (22) 「会社は, 信託会社との間に, 一定の時期または一定の条件の下に, 一定の債権者に対し, 所定の金額につき債務の弁済を受けさせることを内容とする財産の信託契約を結ばなければならない。そのような内容の契約であれば, 既存の一般信託約款 (たとえば指定金銭信託) に特約を付加するのでも差し支えない」(今井・前掲書 407~408 頁)。
- (23) 信託終了の場合, 受託者は受益者から最終計算の承認を得なければならないが (信託法第 65 条), この財産信託にあっては, 信託法第 65 条の「受益者」

#### 会社の合併・減資における財産信託の活用について

には信託法第 63 条で受益者とみなされる帰属権利者も含まれていると解されているので、受益者である債権者ではなく、帰属権利者である委託者（会社）の承認を受けることが必要になるのではないかと考えられる。この点は、財産信託の設定者としての委託者に対し、信託目的にしたがって信託財産を交付した旨の最終報告も兼ねることになるということからしても信託法第 65 条の趣旨にかなっていると思われる。

- (24) 特に、債権の存否・内容について争いがあり、目下係争中であるために財産信託を行ったような場合には、偶発債務の場合に準じて処理するのが適当と思われる（財務諸表等規則第 58 条，財務諸表等規則取扱要領第 133）。なお、信託に係る会計処理については對馬和也・堀内三郎『信託取引の実務』が詳しい。

#### むすび

以上検討してきたとおり、合併や減資に際して債権者が異議を申述べた場合に会社のとるべき措置として財産信託は他の弁済や担保提供と比べて相当に有用であると判断される。同時に、債権の存否・内容について争いがある場合には法的に最終決着するまでの間、また弁済期が未到来である場合には弁済期に至るまでの間、「相当ノ財産」が信頼に足る第三者である信託会社の下で確実に管理されるため、債権者にとっても財産信託は相当に有用であると判断される。経済の発展や変化に対応するためにも、会社間の合併あるいは減資は今後盛んに行われることになるとと思われるが、その際には何よりも先ずこの財産信託が活用されることを切に期待している次第である。

最後に、この財産信託に関してだけであっても信託業法第 4 条の改正を行うことにより、信託会社はさらに広汎な信託機能の提供が可能になるということを示し添えたい。信託会社が受託できる財産の種類が拡大されれば、それに応じて会社および債権者の双方にとって有用であると判断される財産信託の活用の機会が増えるわけであり、ひいては国民経済の発展にも寄与できると考えられるためである。

〔付論〕 商法・有限会社法改正試案について

現行商法では、合併をなすにあたって異議を申述べた債権者に対し、会社はいかなる場合でも弁済・担保提供・財産信託のいずれかの措置を講じなければならない旨規定されている。しかしながら、「合併においては、会社債権者の有する債権の実質的な価値の変動は当該債務会社の問題ではなく、相手方会社の資産状態にかかってくる<sup>(1)</sup>」ことになるので、合併における会社債権者の保護という商法の趣旨からすれば「相手方会社の資産状態が良好であるときには、必ずしも異議を認める必要はない<sup>(2)</sup>」と考えられるのは当然のことといえよう。これを経済学的観点から合理的に説明することもできるが、長くなるので別の機会に譲ることとしたい。なお、このような場合にまで「担保提供等を強制することは、合併手続を無用に繁雑にするばかりでなく、一部債権者のいやがらせを助長することとなるおそれもある<sup>(4)</sup>」ためである。

ところで、昭和 61 年 5 月法務省民事局参事官室から「商法・有限会社法改正試案」（以下「改正試案」という）が公表された。この改正試案では、会社の合併につき「存続会社は、合併公告後 6 月内に異議を述べた債権者に対し、弁済、担保の提供又は信託会社への財産の信託をしなければならない。ただし、会社が債権者に損害が生ずるおそれがないことを証明したときは、この限りでない」（七12C。傍点筆者）とされている。

このうち、弁済・担保提供・財産信託という債権者保護手続が合併期日の後に事後的に行われることになるという点は若干問題を残しているようにも思われる。改正試案に直接対するものではないが、「合併の相手方会社が資産状態の不良な会社であり、そのために自己の債権が危険にさらされるおそれがあることがあらかじめわかっているにもかかわらず、債権者は、合併の効力が生じ、財産が合一するまでは何もできずに待ってはいなくてはならない、という立法には疑問を抱かざるを得ない<sup>(5)</sup>」との批判があり、本件の場合にもそのまま妥当するのではないかと思われる。

他方、「会社が債権者に損害が生ずるおそれがないことを証明したとき」とは、「合併の時点で合理的にみて、弁済期における弁済の可能性が低下する

会社の合併・減資における財産信託の活用について

ことはないと判断されれば、それで証明されたことになる」とする見解がある。<sup>(6)</sup>実務家にとって若干曖昧な判断基準であるようにも思われるが、少なくとも会社債権者に損害が生ずるおそれがない場合には、これらの保護手続を不要とした点は大いに評価すべきである。十分な財産をもって経済活動をしようとする会社に対してまで、弁済・担保提供・財産信託のいずれかの措置を講じることを法的に強制することは、債権者保護という観点からは「むしろ不当に行きすぎたといわざるをえない」<sup>(7)</sup>ものであると考えられるとともに、資源の最適配分および効率的消費という国民経済的な観点からみても損失が発生することになるためである。

- (1) 田村諄之輔「会社合併における債権者保護」上智法学論集 15 卷 3 号 17 頁。
- (2) 田村・前掲論文 18 卷 2 号 100 頁。
- (3) 小林秀之・神田秀樹『「法と経済学」入門』の「12 株式会社の法と経済学」が参考になる。
- (4) 今井宏『新版注釈会社法(1)』409 頁。
- (5) 田村・前掲論文 18 卷 2 号 98 頁。
- (6) 竹内昭夫「企業の合併と分割」『現代企業法講座 3』424 頁。
- (7) 田村・前掲論文 18 卷 2 号 101 頁。

〔付記〕

本稿は昭和 62 年 5 月 30 日に開催された第 12 回信託法学会に於いて発表させていただいた原稿に加筆したものです。

学会当日は拙い発表であったにもかかわらず、多くの方々より有益なご教示を賜りましたことにつき深く感謝申し上げます。また、当日司会の労をおとりいただいた上智大学田村諄之輔先生には、発表に至るまでにも多々ご指導いただき、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

(中央信託銀行業務部調査役, 現在スイス・ユニオン信託銀行業務企画担当主任調査役)

## 〔資料〕財産信託契約書（案）

### 財産信託〔指定金銭信託（合同運用）〕契約書

〇〇〇〇（以下「委託者」という。）と〇〇信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）は、下記条項により、本日、指定金銭信託（合同運用）契約を締結しました。

#### 第1条（信託目的）

この信託は、委託者の昭和〇年〇月〇日に開催された臨時株主総会決議にかかる合併について、△△△△（以下「債権者」という。）から異議の申述があったので、商法第416条及び第100条第3項の規定に基づき、債権者の債権の存在が確定した場合には、債権者に弁済を受けさせることを目的とします。

#### 第2条（信託金）

委託者は、別紙目録記載の債権額のうち、同目録1記載の全債権額および同目録2記載の債権のうち次条第1項に規定する信託期間満了までに発生する遅延利息の合計金額〇〇〇〇円、総計金〇〇〇〇円の金銭を、前条に定める目的で信託し、受託者はこれをお引受けしました。

#### 第3条（信託期間）

- 1 信託期間は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの1年間とします。
- 2 委託者は、第1条の目的を達成するため、受託者において必要と認める信託金を追加しなければならないものとします。この場合、前項の信託期間は、信託金追加の日から満2年にいたる日まで延長するものとします。

#### 第4条（信託期間の延長）

信託期間が満了したときに信託目的を達成していない場合または信託目的の達成不能が明らかでない場合は、信託期間は自動的にさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第5条（受益者）

- 1 この信託の元本および収益の受益者は、債権者とします。
- 2 受益者は、別紙目録記載の債権について委託者の弁済義務が判決、和解その他の事由により確定し、かつ、これを証明する書面を受託者に提出して、受益の意思表示をしたときに、本信託の利益を享受することができます。
- 3 委託者は、受益者を変更することができません。

#### 第6条（信託金の運用）

- 1 受託者は、信託金を貸付金、手形割引、公債、社債、コールローンまたは預金に運用します。ただし、その一部を株式または不動産に投資することもあります。
- 2 受託者は、信託金の運用により取得した信託財産をさらに担保に差し入れて借入れをすることがあります。この借入金については、信託金と同一の方法によって運用いたします。
- 3 信託財産のうち公債、社債または株式で取引所の相場のあるものについては、受託者が受益者に対して負担する債務を履行するため必要な場合に限って、時価でこれを受託者の固有財産とすることがあります。

#### 第7条（合同運用）

受託者は、信託金を運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。

#### 第8条（収益計算期）

この信託の収益計算期は、毎年3月および9月の各25日ならびに信託終了のときとし、収益は、信託終了のときを除き、その収益計算期の翌日に元本に組入れます。

#### 第9条（信託財産の範囲）

信託財産の管理、処分その他の事由により、受託者が取得した財産は、全て信託財産に属するものとします。

#### 第10条（元本の保証）

信託金の元本に欠損が生じた場合には、受託者は信託終了のときに完全にこれを補填します。

#### 第11条（信託の公示）

受託者は、信託財産について受託者が必要と認めた場合のほかは、信託の登記、登録または信託の表示および記載を省略します。

#### 第12条（諸費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

#### 第13条（信託報酬）

信託報酬は、元本に対し年1000分の80以内の割合で受託者が定め、毎収益計算期に収益の中から差し引いていただきます。

#### 第14条（受託者の注意義務）

受託者は、信託の本旨およびこの契約の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。

第15条（受託者の報告義務）

受託者は、委託者に対し、毎年3月および9月の収益計算期に信託財産の状況を報告するものとします。

第16条（信託財産の交付）

- 1 受託者は、第5条第2項の規定に基づき受益者から受益の意思表示があったときは、信託財産（信託金の元本および収益）の範囲内において、かつ、受益者の確定した債権額を限度として、金銭でお支払いします。この場合、受託者は所定の解約手数料を信託財産の中から差し引いていただきます。
- 2 前項の場合、受益者は第5条第2項に定める書面のほか、受益者であることを証する書面を提出しなければならないものとします。

第17条（信託の終了）

この信託は、次の各号に掲げる事由が発生したときに、終了するものとします。

- (1) 受益者が、別紙目録記載の債権について、この信託財産から受益しまたは委託者から弁済を受けたとき。
- (2) 受益者に対する支払によって信託財産がなくなったとき。
- (3) 別紙目録記載の債権について、委託者の弁済義務の不存在または消滅が確定したとき。

第18条（残余財産の帰属）

- 1 この信託が終了したときに残余財産がある場合には、その残余財産は委託者に帰属するものとします。
- 2 この信託が終了したときは、受託者は最終計算をして、委託者の承認を得たうえで、残余財産をこの契約書と引換えに委託者に金銭でお支払いします。

なお、信託期間中の終了のときは、受託者は所定の解約手数料を信託財産の中から差し引いていただきます。

- 3 この信託の終了のときに残余財産がないときは、委託者は、受託者の作成する最終計算書と引換えにこの契約書を受託者に引渡すものとします。

第19条（契約の解除）

この信託契約は解除することができません。

ただし、委託者は別紙目録記載の債権について弁済をするため、受益者の同意を得て解約の申出をすることができます。この場合、受託者は、委託者に対し、所定の解約手数料を請求することができるものとします。

会社の合併・減資における財産信託の活用について

第20条（譲渡・質入れの禁止）

この信託の受益権は譲渡または質入れをすることができません。

第21条（協 議）

この契約の条項の解釈に疑義を生じたとき、または、この契約に規定していない事項については、委託者と受託者は、信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決するものとします。

この契約書は、2通作成し、委託者および受託者がそれぞれ1通を保有するものとします。

昭和〇年〇月〇日

委託者 ○〇〇〇

受託者 ○〇信託銀行株式会社

目 録（債権の表示）

1. 金 25,000,000 円也

ただし、債権者を原告とし、委託者を被告とする東京地方裁判所昭和〇年(ワ)第〇〇〇号売買代金請求事件において、債権者が請求しているところの債権者・委託者間の下記機器に関する昭和〇年〇月〇日付売買契約に基づく代金債権。

記

英国××社製××× 1台

2. 上記訴訟において債権者が請求しているところの上記売買代金債権に対する昭和〇年〇月〇日から完済に至るまでの商事法定利率年6%の割合による遅延損害金。

以 上

